

承認第1号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第1号

損害賠償額の決定及び和解について

令和元年10月28日発生、南あわじ市所有の公用車による交通事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和2年1月27日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和元年10月28日
- 2 事故発生場所
南あわじ市榎列小榎列197番地1
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

県道478号線を公用車で西方向へ走行中、小榎列交差点手前で前方を走行する相手方車両がハザードランプ点滅をしたまま、右折車線に入った直後、榎列148号線へ左折したため、直進していた公用車が巻き込まれて衝突したものの。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
[Redacted]	車両	0円

承認第2号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第2号

損害賠償額の決定及び和解について

令和元年12月31日午前2時20分頃、松帆慶野で発生した建物火災の現場において、消防車両を後退させていた際、相手方車両損傷事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和2年1月29日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1 事故発生年月日

令和元年12月31日

2 事故発生場所

南あわじ市松帆慶野618番地先

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

松帆慶野で発生した建物火災の現場において、松帆江尻地区消防団員が誘導を受けながら消防車両を後退させていた際、誘導員の電話対応による誘導の一時休止に気付かず、松帆慶野618番地先の市道松帆8号線上に駐車中の本案件である相手方車両（松帆櫛田地区の消防団員所有）の右前方バンパー及びライトに車両を接触させ損傷を与えた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	236,200円